

## IV 生徒指導に関する事項

### 1 生徒心得

「正剛明朗」の校訓を信条に、一人一人の生徒が健康と安全に心がけ、人格のよりよき養成を目指して、次の事項に努力しよう

1. 五農校生としての誇りをもって、常に学習に励み、心身の健康増進、体力の向上に努めよう。
2. 学習にまじめな態度で取り組み、お互いに助けあって向上しよう。
3. 快適な学習環境を自らづくり、校舎内外の清掃活動に積極的に参加しよう。
4. あいさつや言葉づかいなど、社会に適応できるマナーを身につけよう。
5. 欠席や欠課をしないように最大の努力をしよう。また、時間を守って規則正しい生活をするように心がけよう。
6. 部活動、生徒会活動、農業クラブ活動などに積極的に参加し、充実した学校生活を送ろう。
7. 登下校の際には、交通ルールを守り、交通安全に努めよう。
8. 高校生としてふさわしくない娯楽施設への出入りや深夜徘徊、不良交遊はやめよう。
9. 交友関係を良好に保ち、互いの人格を尊重しながら、人間的な触れ合いを大切にしよう。
10. 公共物を大切にし、自然環境を愛護しよう。
11. 真理と正義を愛し、法に違反する行為や他人の生命財産、権利をおびやかす行為、本校の名誉を損なう言動などは、絶対にやめよう。
12. 男女交際は、社会の秩序を乱すような目に余る振る舞いや、一般的な道徳観に背くような行為は慎み、お互いに理解を深め、明るく誠実なかかわり方をしよう。

附則 本規程は、一部改正して、平成25年7月1日より施行する。

## 2 懲戒規程

第1条 学則第26条に基づきこれを規定する。

第2条 校長及び教員は、次の各項目の一に該当する生徒に対し、教育上必要があると認めるときは懲戒を加えることができる。

- (1) 法に違反する行為をした者
- (2) 他人の生命財産、権利をおびやかす行為をした者
- (3) 集団の秩序を乱したり、公務の妨害をしたりした者
- (4) 定期考査において、不正行為及びそれに準ずる行為をした者
- (5) その他、生徒心得及び諸規程に著しく違反した者

第3条 校長及び教員が、生徒に懲戒を加えるに当たっては、生徒の心身の発達に応じるなど教育上必要な配慮をしなければならない。

第4条 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長がこれを行う。

第5条 懲戒による退学は、次の各項目の一に該当する者に対して行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなく出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第6条 この規程の施行に関して必要な事項は次のとおりとする。

- (1) 懲戒による処分の決定は、職員会議またはその他会議を経て校長がこれを行う。
- (2) 懲戒の申し渡し及び解除は、保護者またはそれに準ずる人、教頭、生徒指導部の他に、原則として、学年主任、学科主任、担任の立ち合いのもとに、校長がこれを行う。
- (3) 懲戒は、原則として処分申し渡しの日より適用する。
- (4) 停学は、特別の指示がある場合を除き出校指導での謹慎とし、担任、学年主任、学科主任、生徒指導部、教頭を経て、校長に反省日誌などを提出しなければならない。
- (5) 停学中は、許可なくして校内外の行事に参加することはできない。
- (6) 停学は、指導期間の目安を基準としながら、反省の程度や指導の効果が充分と認められた場合に解除するものとする。
- (7) 停学の解除は、学年主任、学科主任、生徒指導主事、教頭の面談の後、職員会議またはその他会議を経て校長がこれを行う。

第6条 本規程の改訂は、職員会議等を経て校長がこれを行う。

附則 本規程は、一部改正して、平成18年4月1日より施行する。

附則 本規程は、一部改正して、平成30年4月1日より施行する。

附則 本規程は、一部改正して、令和5年4月1日より施行する。

### 3 服装・頭髪規程

#### 1 服装・頭髪について

(1) 制服……本校指定のものとする。※別紙図参照

##### ア) 基準服 (冬 季)

2 ・ 3 年	男子	ブレザー、ボタンドウンシャツ、ネクタイ、スラックス、ソックス（無地かワンポイントの白か黒か紺で、くるぶしが隠れる長さのもの）
	女子	ジャケット、ブラウス、スカート、黒無地のタイツまたはストッキング
1 年	I型	ブレザー、ボタンドウンシャツ、ネクタイ、スラックス、ソックス（無地かワンポイントの白か黒か紺で、くるぶしが隠れる長さのもの）
	II型	ブレザー、ボタンドウンシャツ、ネクタイ、スカートまたはスラックス ・スカートの場合、黒無地のタイツまたはストッキング ・スラックスの場合、ソックス（無地かワンポイントの白か黒か紺で、くるぶしが隠れる長さのもの）

##### イ) 夏 季

2 ・ 3 年	男子	ボタンドウンシャツ、スラックス
	女子	半袖オーバーブラウス、スカート、ソックス（無地かワンポイントの黒か紺で、くるぶしが隠れる長さのもの）
1 年	I型	ボタンドウンシャツ、スラックス、ソックス（無地かワンポイントの白か黒か紺で、くるぶしが隠れる長さのもの）
	II型	ボタンドウンシャツ、スカートまたはスラックス、ソックス（無地かワンポイントの白か黒か紺で、くるぶしが隠れる長さのもの）

##### ウ) オプション類

1 年	II型	リボン	
全 学 年	共通	通年	ベスト、セーター（2、3年は、ボタンドウンシャツ、ブラウスの上に着用可）
		夏季	指定ポロシャツ

エ) 禁止事項…加工した制服・自分のもの以外の制服・極端にサイズの合わない制服等の着用。

オ) 衣替え……6月・10月を目安とする。

(2) ベルト……黒色または茶系色で、幅は2～3.5cmとし、華美でないものとする。

(3) 履物

ア) 外履…安全を確保できる形状で、華美でないものとする。

イ) 内履…本校指定のものとする。

(4) バッグ等…安全を確保できる形状（ファスナー付き等）で、華美でないものとする。

(5) 頭髪…高校生らしく清潔感があり、進路実現に向けて面接試験等に相応しい髪型を原則とする。

ア) 基準…前髪は、目にかからない程度。もみあげは耳たぶまでとする。

イ) 髪留め等…ゴム・髪留め・ヘアピン等は、黒・紺・茶色のものとする。

ウ) 禁止事項…パーマや毛染め等の加工、整髪料等の使用、極端に流行を追った髪型等。

エ) その他…頭髪が先天性な赤毛や天然パーマ等の場合は、パーマや毛染め等との誤解を避けるため、原則として入学当初に頭髪届を提出すること。

(6) 防寒対策…防寒着および防寒靴は、安全を確保できる形状で、華美でないものとする。ただし、校内では原則として防寒着は着用せず、下着類やセーター（白・黒・紺・グレーで制服から袖や裾がはみ出ないもの）を制服の下に着用して体温の調節をはかること。

(7) 禁止事項…ひげ伸ばし、化粧、マニキュア、カラーコンタクトレンズ・サングラス・ピアス・ネックレス・数珠・ブレスレット・指輪等の装飾品。

附則 本規程は、一部改正して、平成18年4月1日より施行する。

附則 本規程は、一部改正して、平成19年4月1日より施行する。

附則 本規程は、一部改正して、平成28年4月1日より施行する。

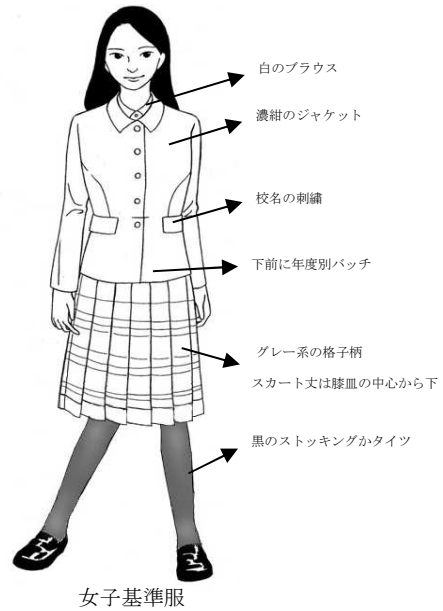
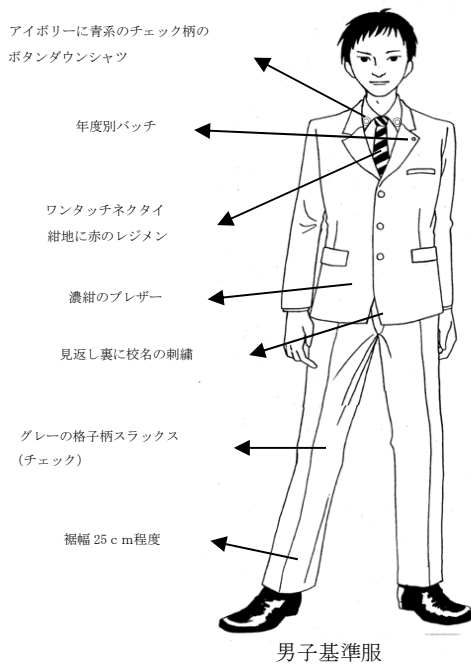
附則 本規程は、一部改正して、平成31年4月1日より施行する。

附則 本規程は、一部改正して、令和5年4月1日より施行する。

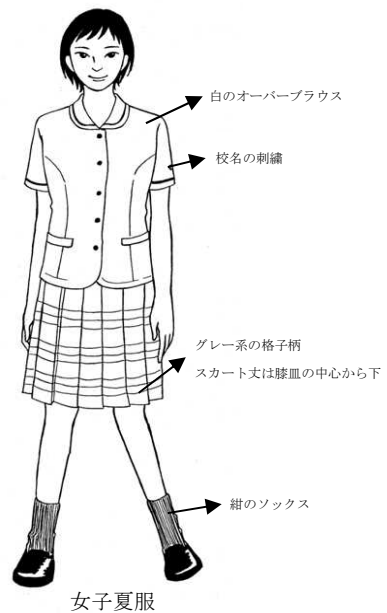
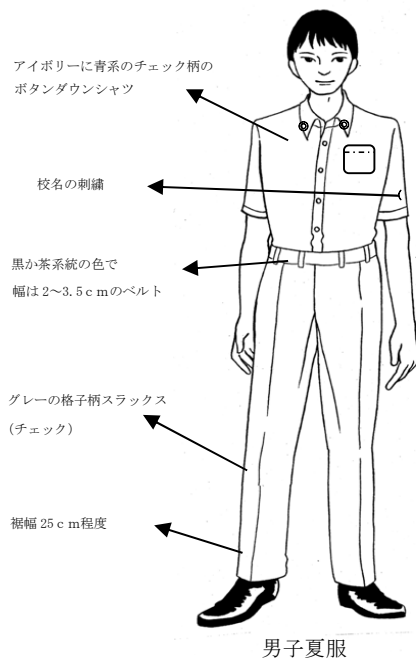
附則 本規程は、一部改正して、令和6年4月1日より施行する。

【2・3学年】

＜基準服（冬季）＞

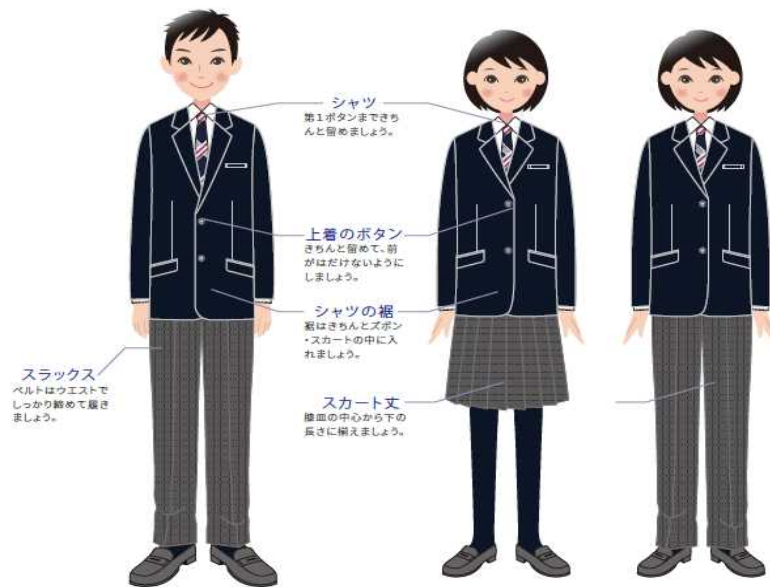


＜夏季＞

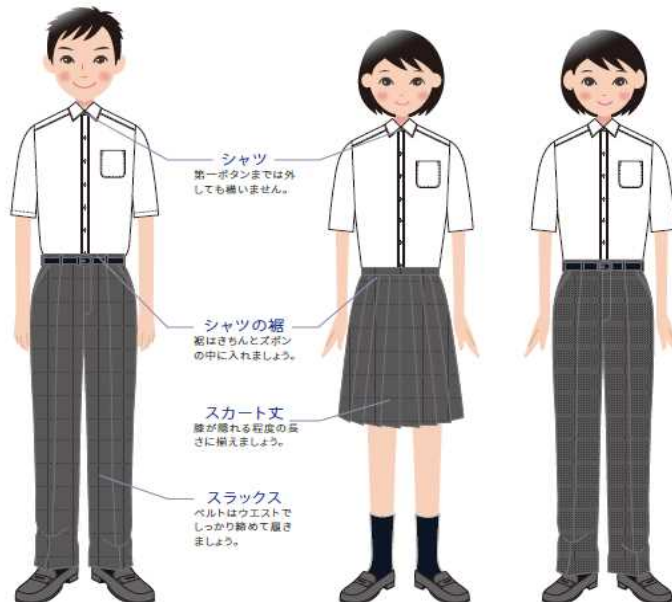


【1 学年】

＜基準服（冬季）＞



＜夏季＞



## 4 自転車・原動機付自転車・自動車等に関する規程

### 1 自転車

自転車で通学する生徒は、よく整備された自転車を使用し、事故のないよう特に気を付ける。また、自転車には自転車通学登録証（色別、年度別学校指定ステッカー）を貼り付けなければならない。

### 2 原動機付自転車、自動二輪車

原動機付自転車、自動二輪車については全面禁止（免許を取らない、乗らない、乗せてもらわない、買わない）とする。

### 3 自動車等

- (1) 在学中の自動車の運転は禁止する。また、原則として家族以外の自動車に同乗しての通学も禁止とする。
- (2) 自動車学校への入校を希望する生徒は、自動車学校入校許可願を提出し許可を得ること。
- (3) 7月第2月曜日から自動車学校への入校を許可するが、原則として進路決定後に入校するものとする。
- (4) 自動車学校への通学については、原則として定期考査の一週間前から考査最終日の前日まで、通学を禁止する。
- (5) 自動車学校に通学する生徒は、周囲の批判を受けることのないよう、行動には十分気をつける。また、通学によって学校生活に支障をきたすことがないように注意する。

附則 本規程は、一部改正して、平成18年4月1日より施行する。

附則 本規程は、一部改正して、平成31年4月1日より施行する。

附則 本規程は、一部改正して、令和5年4月1日より施行する。

## 5 諸届けに関する規程

- 1 遅刻、早退、外出、盗難、紛失、拾得、被害  
所定の様式に従いすみやかに届け出る。
- 2 校内外集会  
所定の様式に従い、顧問及び責任者を通して事前に届け出る。
- 3 異装  
所定の様式に従い、保護者等の同意を得て事前に届け出ることを原則とする。
- 4 下宿  
所定の様式に従い、保護者等の同意を得て事前に届け出る。ただし、アパート、間借りは認めない。  
また、下宿生活については、周囲の批判を受けることのないよう十分注意する。
- 5 旅行、登山、キャンプ  
所定の様式に従い、保護者等の同意を得て事前に届け出る。ただし、男女混合の場合は教師あるいはそれに準ずる引率者を必要とする。また、実施にあたっては、事故のないよう十分注意する。
- 6 校外行事参加、校外団体加入  
所定の様式に従い、保護者等の同意を得て事前に届け出る。ただし、届け出にあたっては、学校生活に支障をきたすことがないか、法律上の制限を受けることがないか、危険がともなわないかなど、行事や団体の内容について、保護者等と十分話し合う。
- 7 アルバイト  
所定の様式に従い、保護者等の同意を得て事前に届け出る。また、アルバイトの実施にあたっては、「6 アルバイトに関する規程」を遵守すること。
- 8 携帯端末（スマートフォン等）  
携帯電話等を校内に持ち込み使用するには、所定の様式に従い、保護者等の同意を得て事前に届け出る。また、使用にあたっては「7 携帯端末（スマートフォン等）の使用に関する規程」を遵守すること。
- 9 自動車学校  
入校については、所定の様式に従い、保護者等の同意を得て事前に届け出る。
- 10 自動車運転免許  
自動車運転免許を取得した際は、所定の様式に従い、速やかに届け出る。

附則 本規程は、一部改正して、平成18年4月1日より施行する。

附則 本規程は、一部改正して、令和5年4月1日より施行する。



## 6 アルバイトに関する規程

アルバイトについては、原則として長期休業中のみ行うことができる。アルバイトを希望する生徒は、事前に所定の様式に従って用紙を提出し許可を得ること。アルバイト終了後は、速やかに「アルバイト報告書」を提出すること。

- (1) 期間は原則として、長期休業中の初日から最終日までの間とする。ただし、必要な場合は上記の期間を変更することがある。
- (2) パチンコ店、酒場など遊興客に接するアルバイトは禁止する。
- (3) 勤務は午後8時までとし、午後9時までに帰宅すること。
- (4) 危険が伴う内容のアルバイトは禁止する。
- (5) 宿泊を伴うアルバイトは禁止する。
- (6) 周囲から批判を受けることのないよう、行動には十分注意をすること。

### (通年アルバイトに関する補足事項)

特別な事情により通年アルバイトを希望する生徒は、生徒・保護者等が所定の様式による用紙を提出し願い出ること。その後、担任・学年主任・学科主任が、生徒・保護者等との面談により通年アルバイトをしなければならない理由等について確認した内容をもとに生徒指導委員会で通年アルバイトの許可について審議し、生徒指導委員会の原案をもとに校長がこれを決裁する。

- (1) 「6 アルバイトに関する規程」を遵守すること。
- (2) 通年アルバイトが出来るのは、原則として学校休業日に限る。ただし、テスト期間中は禁止とする。
- (3) 通年アルバイト生徒は、毎月末に報告書を提出すること。
- (4) 学校生活が最優先であり、アルバイトをすることで学業に支障をきたした場合（極端に成績が悪くなった場合や服装容儀面で指導を受けた場合、欠席・遅刻が多くなった場合など）は、許可を取り消すことがある。
- (5) 1年生は学校生活に専念するため、原則として1学期中は許可しない。

附則 本規程は、一部改正して、平成25年10月1日より施行する。

附則 本規程は、一部改正して、令和5年4月1日より施行する。

附則 本規程は、一部改正して、令和6年2月26日より施行する。

## 7 携帯端末（スマートフォン等）の使用に関する規程

校内で携帯電話等を使用する場合は、別紙「携帯端末（スマートフォン等）使用届」の様式に従い、保護者等の同意（署名）を得て、フィルタリング設定をした上で、事前に届け出ること。使用にあたっては、次に示すことを遵守すること。

### 1 校内において

- (1) 届け出は、年度ごとに申請しなければならない。
- (2) 携帯端末の使用は、原則として授業時間以外（朝・昼休み時間・放課後のみ）とする。授業中に携帯端末が作動した場合は、指導の対象とする。
- (3) 原則として、授業中は電源を切り、身につけずにバッグに収納（机の中も不可）する。始業式、終業式、その他式典や集会等においても同様とする。
- (4) 廊下を歩きながらの使用や、周囲に迷惑をかけるような使用（大声での通話、いたずらメール、着信音や音楽等を大音量で鳴らす、断りなく写真や動画を撮影する等）はしないこと。
- (5) 定期考査で電卓・辞書・時計の代わりとして使用することは禁止する。携帯端末を机の中に入れたり、着信機能等が作動したりした場合は、原則として不正行為とみなす。
- (6) 上記の（１）～（４）に反した場合は、生徒指導部による厳重注意と携帯端末の一時預かりとし、またこれを繰り返した場合は、学年・学科・生徒指導部による厳重注意と指導ののち、保護者を通じて返却するものとする。
- (7) 届出書の記載内容への同意（署名）に基づき、使用注意に反した場合は指導を受けなければならない。

### 2 校外において

公共交通機関（電車・バス）を利用する際は、大声による通話や着信音の禁止および医療電気機器（心拍ペースメーカー）への影響など、周囲の同乗客に配慮した使用マナーを遵守すること。

### 3 ネットワーク（インターネット、SNS等）利用上のマナー、モラルについて

- (1) いじめと判断される書き込み、画像・動画のアップロード等をしてはならない。
- (2) ネットワーク上で、本校の名誉や評判を損なう書き込み、画像・動画のアップロード等をしてはならない。また、個人の権利や個人情報を侵害する書き込み、画像・動画のアップロード等をしてはならない。
- (3) ネットワークを利用したり参加したりする際は、社会のマナーに反したり、モラルに欠けることがないように配慮しなければならない。

附則 本規程は、一部改正して、平成25年7月1日より施行する。

附則 本規程は、一部改正して、令和3年4月1日より施行する。

附則 本規程は、一部改正して、令和5年4月1日より施行する。

## 8 政治的活動等に関する規程

満18歳以上の生徒は、有権者として選挙権を有し、また選挙運動を行うことなどが認められる。しかし、学校は政治的中立性を確保することが求められていること、また学校は学習指導要領に定める目的・目標等を達成するべく生徒を教育する公的な施設であること、そして校長は、学校の設置目的を達成するために生徒を規律する包括的な権能を有するとされていることから、以下のことを定める。

- (1) 学校において、選挙運動や政治的活動を行うことは禁止する。
- (2) 放課後や休日等であっても、学校の構内での選挙運動や政治的活動を禁止する。
- (3) 放課後や休日等に学校の構外で行われる選挙運動や政治的活動については、保護者等の理解の下、生徒が判断し、行うことができる。ただし、生徒の学業や生活などに支障があると認められる場合等は、必要かつ合理的な範囲内で制限又は禁止する。なお、所定の様式に従い、事前に届け出ることとする。
- (4) これらの規程に関する細則は、別に定めるものとする。

附則 本規程は、平成28年4月1日より施行する。

附則 本規程は、一部改正して、令和5年4月1日より施行する。